

令和5年度 城西短期大学 学則

目 次

- 第1章 総 則 (第1条～第5条)
- 第2章 設置する学科、収容定員及び教育研究上の基本組織等 (第6条～第11条)
- 第3章 教育研究実施組織等 (第12条～第18条)
- 第4章 修業年限、学年、学期及び休業日 (第19条～第24条)
- 第5章 教育課程及び履修方法等 (第25条～第32条)
- 第6章 単位及び試験 (第33条～第37条)
- 第7章 卒業及び学位 (第38条、第39条)
- 第8章 入学、転入学及び留学 (第40条～第46条)
- 第9章 休学、復学、退学、転学、除籍及び再入学 (第47条～第52条)
- 第10章 入学検定料、入学金及び授業料等 (第53条～第56条)
- 第11章 科目等履修生、外国人留学生、帰国生徒及び社会人学生 (第57、第58条)
- 第12章 賞罰及び奨学 (第59条、第60条)
- 第13章 公開講座 (第61条)
- 第14章 雜則 (第62条)
- 第15章 改正 (第63条)
- 付 則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この学則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づき、学校法人城西大学が設置する城西短期大学（以下「本学」という。）における教育及び研究の組織並びに運営について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本学は、建学の精神「学問による人間形成」に基づき、教育基本法並びに学校教育法の定めるところにしたがい、日本人独特の倫理観と幅広い文化的教養を基盤とし、より深い専門知識と能力の涵養をはかり、もって誇り高い人材を育成するとともに、地域社会及び国際社会に寄与することを目的とする。

(自己点検・自己評価)

第3条 本学では、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表する。また、評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行い、その水準の向上を図る。

2 前項の自己点検・評価及び公表を実施するために必要な事項は、別に定める。

(認証評価)

第4条 本学は、前条第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第109条第2項に基づき、政令で定められた期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受け、その結果を公表する。

(情報の公表)

第5条 本学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2に基づき、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表する。

2 情報の公表に関する事項は、別に定める。

第2章 設置する学科、収容定員及び教育研究上の基本組織等

(学科・収容定員)

第6条 本学において設置する学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	収容定員
-----	------

ビジネス総合学科	240
----------	-----

2 前項の学科のもとに、教育研究上必要に応じ、専攻を置くことができる。

3 学科に関する必要な事項は、別に定める。

(教育研究上の目的)

第7条 ビジネス総合学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

社会における情報化・国際化のニーズにこたえられる実務処理能力とビジネス・マインドを兼ね備えた人材の育成を目指す。

(卒業の認定・学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者の受入れに関する方針)

第7条の2 前条に規定する目的を達成するために、学科の卒業の認定・学位授与に関する方針、教育課程の編成・実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針について、別に定める。

(語学教育センター)

第 8 条 本学に語学教育センターを置く。

2 語学教育センターが開設する授業科目は、短期大学等の許可を得て履修することができる。

3 語学教育センターに関する規程は、別に定める。

(図書館)

第 9 条 本学に、図書館を置く。

2 図書館の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

(水田美術館)

第 10 条 本学に、水田美術館を置く。

2 水田美術館の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

(附属機関)

第 11 条 その他、附属機関に関する必要な事項は、別に定める。

第 3 章 教育研究実施組織等

(教育研究実施組織等)

第 12 条 本学は、教育研究上の目的を達成するため、教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

2 本学は、教育研究実施組織を編制するに当たって、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下で協働や組織的な連携体制を確保する。

3 教育研究実施組織等に関する必要な事項は、別に定める。

(授業科目の担当)

第 13 条 本学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については、原則として専任の教授又は准教授に、それ以外の授業科目については専任の教授、准教授、助教（以下「教授等」という。）が可能な限り担当する。

2 本学は、演習、実習又は実技を伴う授業科目については、可能な限り助手が補助する。

3 本学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の本学が定める者（以下「指導補助者」という。）が補助することができる。

(職 員)

第 14 条 本学に教授、准教授、助教、助手、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

2 職員に関する必要な事項は、別に定める。

(職 制)

第 15 条 本学に学長、副学長、学科に学科長等を置く。

2 前項のほかに各部署に部長職等を置くことができる。

3 職制に関する必要な事項は、別に定める。

(組織的な研修等)

第 16 条 本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、教員及び事務

職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な研修を行う。

2 本学は、学生に対する教育の充実を図るために、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行う。

3 本学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行う。

4 組織的な研修等に関する必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第 17 条 本学に教授会を置き、専任教授をもって組織する。

2 学長又は副学長（以下「学長等」という。）は、教授会を招集して、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、学長が予め指名した者が、議長を代理する。

3 教授会が必要と認めた場合は、准教授及びその他の職員を教授会に加えることができる。

4 教授会構成員の 3 分の 1 以上の要求があった場合は、学長等は、教授会を招集しなければならない。

5 教授会に関する規程は、別に定める。

(教授会の権限)

第 17 条の 2 教授会は、学長等が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 教育課程及び授業

(3) 学生の試験及び単位の授与

(4) 学位の授与

(5) 学生の補導及び賞罰

(6) 教員の業績の審査

(7) その他、(1)から(6)に準ずるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長（以下この条件において「学

長等」という。)が司る教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教学マネジメント会議)

第18条 本学の教育及び研究に関する事項について審議するために、教学マネジメント会議を置く。

2 教学マネジメント会議に関する規程は、別に定める。

第4章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第19条 修業年限は、おおむね2年とする。ただし、休学期間を除き4年を超えて在学することはできない。

(学 年)

第20条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期入学生については、原則10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学 期)

第21条 学年を、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要により秋学期授業開始日を変更することができる。

(1年間の授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第23条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、15週その他他の本学が定める適切な期間を単位として行う。

(休業日)

第24条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 開学記念日 4月20日
- (4) 春期休業 1月上旬から3月31日まで
- (5) 夏期休業 7月下旬から9月30日まで
- (6) 冬期休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

2 学長は、必要により前項の休業日を変更し、若しくは臨時に休業し、又は、休業日に講義・演習・実習・実技等を課することができる。

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第25条 本学は、学校教育法施行規則（第165条の2第1項第1号及び第2号）の定める方針に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当っては、学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

3 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次等に配当して編成する。

4 授業科目は、基本科目、専門科目及び関連科目とする。

(授業の方法)

第26条 授業は、講義、演習、若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を教室等以外の場所で履修することができる。これにより修得する単位数は30単位を超えないものとする。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を教室等以外の場所で履修する場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(履修の方法)

第27条 基本科目、専門科目及び関連科目は、所定の授業科目及び所定の単位以上を履修しなければならない。

2 履修する授業科目は、毎学年所定の期間に登録しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第28条 各年次にわたって適切に授業科目の履修をするため、卒業要件として修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を48単位までとする。

2 前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、上限を超えて履修科目的登録を認める場合がある。

(他の大学等における授業科目的履修等)

第 29 条 教育上有益と認められる場合は、学生が本学の定めるところにより他の大学等において履修した授業科目について、修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

(外国の大学等における学修)

第 30 条 教育上有益と認められる場合は、学生は本学が協定し又は認定した外国の短期大学・大学の授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、第 29 条、31 条、32 条において修得したものとみなす単位数と合わせて、30 単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 外国の大学等における学修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 31 条 教育上有益と認められる場合は、学生が行う他の短期大学、大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目的履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、第 29 条、30 条、32 条において修得したものとみなす単位数と合わせて、30 単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 大学以外の教育施設等における学修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 32 条 教育上有益と認められる場合は、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得した単位は、転学等の場合を除き、第 29 条、30 条、31 条において修得したものとみなす単位数と合わせて、30 単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 入学前の既修得単位等の認定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 単位及び試験

(授業科目及び単位数)

第33条 本学において開設する授業科目、単位数、配当及び履修方法については、別に定める。

(試験の実施)

第34条 試験は、定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学期末又は学年末に行うことができる。

(単位の授与)

第35条 本学は、授業科目を履修した学生に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

2 いずれの授業科目も、授業時数の3分の1以上欠席した場合は、当該授業科目の修了認定が失われる。ただし、病気又は正当な理由による長期欠席の場合には、特別に考慮されることがある。なお、この場合、別に定める追試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の計算方法)

第36条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第37条 各授業科目の成績は、S、A、B、C、Fの評価で表し、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。

2 成績評価は進級判定・卒業判定等の基準として用い、学生自身の学修成果把握のために活用する。

第7章 卒業及び学位

(卒業単位数)

第38条 本学を卒業するために、必要な単位数は、次のとおりとする。

ビジネス総合学科

基本科目	16 単位
専門科目	28 単位
関連科目	
関連科目（語学教育センター講座）	外, 18 単位以上選択必修
計	62 単位

(学位記授与)

第 39 条 第 19 条に規定する修業年限を在学し、学科の教育課程に従って授業科目を履修して、所定の単位を修得した者には、学位記を授与する。

2 前項により学位記を授与された者には、本学学位規程の定めるところにより、次の学位を授与する。

ビジネス総合学科 短期大学士（ビジネス総合）

第 8 章 入学、転入学及び留学

(入学時期)

第 40 条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第 41 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上あること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定した者を、文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧課程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、相当の年令に達した者

(入学志願及び選考)

第 42 条 入学志願者は、所定の書式による入学願書を提出し、別表第 1 に定める入学検定料を納入し、かつ、選考試験を受けなければならない。

(入学手続)

第 43 条 入学を許可された者は、所定の期日までに、誓約書を添え所定の入学手続を完了しなければならない。

(転入学)

第 44 条 他の短期大学の学生が、所属短期大学の許可を得て本学に転入学を願い出たときは、欠員のある場合は選考によって許可することができる。ただし、その時期は、学期の始めとする。

- 2 転入学を許可された者の手続は、第 43 条の規定に準じて行い、かつ、前大学等において修得した単位の修得証明書を提出しなければならない。
- 3 転入学した者は、おおむね 1 年以上在学しなければ卒業することはできない。
- 4 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(留 学)

第 45 条 外国の大学等で学修することを願い出た場合は、学長は、教授会の意見を聴いて、留学を許可することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、在学年数に算入する。
- 3 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(二重学籍の禁止)

第 46 条 本学以外の他の大学等において、学位取得を目的とした課程に同時に在籍することはできない。ただし、本学と外国の大学等との共同学位に係る協定の場合は、この限りではない。

第 9 章 休学、復学、退学、転学、除籍及び再入学

(休 学)

第 47 条 病気その他止むを得ない事由により休学しようとする者から、保証人連署の休学願が提出された場合は、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。ただし、休学期間は 1 年以内とし、なお休学を要する者は、学長は教授会の意見を聴いて、更に休学を許可することができる。

- 2 休学期間の通算年限は、2 年とする。

- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。
- 4 外国人留学生が、出身国において兵役義務によって休学する場合の必要な事項は、別に定める。

(復 学)

第 48 条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長は教授会の意見を聴いて、復学を許可することができる。ただし、学期の始めでなければ復学できない。

(退 学)

第 49 条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者から、保証人連署の退学願が提出された場合は、学長は教授会の意見を聞いて、これを許可することができる。

- 2 退学に関する必要な事項は、別に定める。

(転 学)

第 50 条 他の短期大学に転学を志望する者は、所定の手続きを経て、学長の許可を得なければならない。

(除 籍)

第 51 条 次の各号のいずれかに該当する者は、所定の手続を経て、除籍する。

- (1) 授業料及び施設設備費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 19 条に規定する修業年数を超えた者
- (3) 第 47 条第 2 項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める「留学」又は他の中長期在留資格の取得が不許可又は不交付とされた者

- 2 その他除籍に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第 52 条 正当な事由で退学した者、又は前条(1)若しくは(3),(4)により除籍された者が本学に再入学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。この場合は、既修授業科目の全部又は一部について、再履修を命ずることがある。

- 2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

第 10 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第 53 条 入学を志望する者は、第 42 条に定める手続とともに別表第 1 の入学検定料を納めなければならない。

(入学金、授業料及び施設設備費)

第 54 条 入学を許可された者は、第 43 条に定める手続とともに別表第 1 の入学金、授業料及び施設設備費を納めなければならない。

2 その他、入学金、授業料及び施設設備費に関する必要な事項は、別に定める。

(授業料及び施設設備費の納入時期)

第 54 条の 2 授業料は、別表第 1 により 4 月及び 10 月の二期に分けて納めなければならない。

2 施設設備費は、別表第 1 により毎年授業料と同時に納入しなければならない。

(授業料及び施設設備費の返還)

第 54 条の 3 一度納めた授業料及び施設設備費は、原則として返還しない。

2 学期の中途で退学した者には、当該翌学期分以降の授業料を返還する。

(停学、休学期間中の授業料及び施設設備費)

第 55 条 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料及び施設設備費は、納めなければならない。

2 休学を許可された者は、当該期間の授業料及び施設設備費の納入を不要とし、別表第 1 に定める休学在籍料を納めなければならない。

(退学者の授業料及び施設設備費)

第 56 条 退学を願い出ようとする者は、当該学期分の授業料及び施設設備費を納入しないなければならない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りではない。

第 11 章 科目等履修生、外国人留学生、帰国生徒学生及び社会人学生

(科目等履修生)

第 57 条 本学の学生以外の者で、授業科目のうち 1 又は複数の授業科目の履修を志望する者に対して、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生として入学できる者は、履修するに足る能力があると認められた者とする。

3 科目等履修生として入学を志願する者は、出願書類に履修しようとする授業科目を記載して、所定の期日までに願い出るものとする。

4 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

5 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

6 前項の試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

- 7 科目等履修生として在籍した期間は、正規の課程の在籍年数に換算しない。ただし、社会人が科目履修生として単位を修得し、本学に入学する場合は、要した期間を勘案し修業年限に加えることができる。
- 8 科目等履修生の授業料その他納付金は、別表第1による。
- 9 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生、帰国生徒及び社会人学生)

- 第58条 外国人留学生、帰国生徒及び社会人学生が本学に入学を願い出た場合は、選考のうえ、入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生、帰国生徒及び社会人学生については、本学学生に関する規程を準用するほか、必要な事項は別に定める。
 - 3 外国人留学生については、講義を理解し得る程度の日本語の素養を必要とする。

第12章 賞罰及び奨学

(表彰)

第59条 次の各号のいずれかに該当する学生は、教授会の審議を経て、学長が表彰することがある。

- (1) 品行・学力ともに優秀なる者
- (2) 篤行のあった者

(懲戒)

第59条の2 学則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は訓告・停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

(退命)

第59条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなく、出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(奨学制度)

第60条 本学に、奨学制度を置く。

- 2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第61条 本学は、学術文化の普及を図るため、学外者を対象とする公開講座を開講することができる。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第14章 雜 則

第62条 この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続きその他、この施行について必要な細則は、別に定める。

第15章 改 正

(改 正)

第63条 この学則の改正は、学長が教授会の意見を聴き理事会に提案し、理事会の議を経て、理事長が行う。

付 則 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 昭和58年度における総定員は、第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科及び専攻課程	総定員	学科及び専攻課程	総定員
経営学科		文学科	
経営実務専攻	50	日本文学専攻	50
秘書専攻	50	英米文学専攻	50

付 則 この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

2 第9条別表第2のうち各学科、専攻の必修科目以外の新設科目及び名称変更科目は昭和60年度以前に入学した学生についても適用する。

3 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学科 専攻	年度		昭和 61 年度		昭和 62 年度～ 平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営学科 経営実務専攻	人 100	人 150	人 100	人 200	人 50	人 150		
秘書専攻	100	150	100	200	50	150		
文学科 日本文学専攻	100	150	100	200	50	150		
英米文学専攻	100	150	100	200	50	150		
計	400	600	400	800	200	600		

付 則 この改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 18 条別表第 2 については、昭和 61 年度以前に入学した学生についても適用する。

付 則 この改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 新設科目「基礎スペイン語」「日常スペイン語」は、平成 8 年度入学生より適用する。

付 則 この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条の規定にかかわらず、入学定員は、平成 12 年度～平成 16 年度までの間は、次のとおりとする。

学科 専攻	経 営 学 科		文 学 科	
	経営実務専攻	秘 書 専 攻	日本文学専攻	英米文学専攻
平成 12 年度	95	95	95	95
平成 13 年度	90	90	90	90
平成 14 年度	85	85	85	85
平成 15 年度	80	80	80	80
平成 16 年度	75	75	75	75

3 新設科目「韓国語 I」「海外ハングル語研修」は、平成 11 年度入学生より適用する。

付 則 この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条の規定にかかわらず、入学定員は、平成 13 年度～平成 16 年度までの間は、次のとおりとする。

学科 年度	経営情報実務学科	現 代 文 化 学 科
平成 13 年度	130	130
平成 14 年度	120	120
平成 15 年度	110	110
平成 16 年度	100	100

付 則 この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 専門科目および共通科目の履修方法における単位取得範囲削除、並びに新設科目「キャリア発見演習 I～VII」は、平成 13 年度入学生より適用する。

付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 新設科目「公務員基礎演習 I～III」「公務員準備ゼミナール」「生活と文化 I・II」「英会話 II」は、平成 15 年度入学生より適用する。

付 則 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文第 23 条、別表第 2

2 新設科目「デザインの基礎」「映像制作の基礎」「フランス語 I・II」「ドイツ語 I・II」は、平成 16 年度入学生より適用する。

付 則 この改正は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

改正条文 第 24 条の 2

付 則 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 2 条、第 18 条の 3（別表第 2）、第 23 条、第 24 条の 2

2 関連科目の「現代社会と法 I（日本国憲法）」および「現代社会と法 II（国際法含む）」については、平成 17 年度入学生より適用する。なお、その他、平成 17 年度以前の入学生は旧学則を適用する。

付 則 この改正は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

追加条文 第 24 条の 2

2 第 24 条の 2 は、平成 18 年度入学生より適用する。

付 則 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 33 条、第 35 条

2 平成 19 年 3 月 31 日以前に任用された専任講師については、経過措置として現行どおりとすることができる。

付 則 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 18 条の 3（別表第 2）

付 則 この改正は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

改正条文 第 7 条

付 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 1 条、第 1 条の 2、第 1 条の 3、第 2 条、第 12 条の 2、第 12 条の 3、第 18 条の 3（別表第 2）

2 「スポーツリーダー入門」（関連科目）は平成 20 年度入学生より適用する。

付 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 18 条の 3（別表第 2）、第 23 条

付 則 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 4 条、第 18 条の 3（別表第 2）、第 23 条、第 51 条、第 52 条、第 53 条、第 55 条、第 56 条

付 則 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 2 条、第 8 条、第 11 条、第 18 条の 3（別表第 2）

付 則 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 1 条、第 18 条の 3（別表第 2）、第 22 条

2 新設科目「金融論 A・B」「プロジェクト演習」「世界の中の日本」「地域と大学」「Academic Skills」「Literacy」「Area Studies」「Comparative

Culture」「情報分析 A・B」「地球環境論 A・B」「日本経済論 A・B」「産業経済論 A・B」「マーケティング論 A・B」「パブリックコミュニケーション A・B」は、平成 25 年度入学生より適用する。

付 則 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 12 条、第 17 条、第 18 条の 3 (別表第 2)、第 34 条、第 49 条、第 50 条

付 則 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 18 条の 3 (別表第 2)、第 20 条

2 新設科目「外国語・文化研修（ヨーロッパ）」は平成 27 年度入学生より適用する。

付 則 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 4 条、第 5 条の 3、第 14 条、第 18 条の 2、第 18 条の 3 (別表第 2)、第 29 条、別表第 1-1

2 第 29 条、別表第 1-1 は、平成 27 年度入学生より適用する。

付 則 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 8 条、第 17 条、第 18 条別表第 2、第 26 条別表第 1-1、第 50 条

付 則 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 6 条

付 則 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 18 条の 3 (別表第 2)、第 23 条、別表第 1-1

付 則 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 18 条の 3 (別表第 2)

付 則 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 18 条の 3 (別表第 2)

付 則 この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 1 条～第 56 条、別表第 1、別表第 2

別表第1

入学検定料・入学会員料及び授業料等

学納金 学生種別	学 生 (外国人留学生・帰国生徒学生 ・社会人学生を含む)	科目等履修生	
		本学卒業生	本学卒業生以外
入 学 檢 定 料	円	円	円
入 学 金	35,000	5,000	25,000
授 業 料	150,000		
	670,000	1 単位に付	1 単位に付
		16,000	16,000
施 設 設 備 費	1年次 (入学手続時 100,000 含む)	284,000	
	2年次	184,000	
科目等履修生在籍料		30,000	30,000

(注) 施設設備費は下記のとおり納入するものとする。

初年度 入学手続時及び秋期（10月）に分納
ただし、秋期休学をする場合は、年額徴収分の半額を納めること。

次年度 春期（4月）

2. 休学を許可された者は、下記のとおり休学在籍料を納めること。
ただし、入学時春期に休学を許可された者は休学を開始する学期の学納金は全額を納めること。

半期休学	60,000 円
1年休学	120,000 円

授業科目及び単位数

別表第2

1. ビジネス総合学科

(1) 基本科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
基礎ゼミナールA	2	
基礎ゼミナールB	2	
コミュニケーション基礎英語A	2	
コミュニケーション基礎英語B	2	
コミュニケーション基礎英語C	2	
コミュニケーション基礎英語D	2	
日本語ⅠA（留学生対象科目）	2	
日本語ⅠB（留学生対象科目）	2	
日本語ⅡA（留学生対象科目）	2	
日本語ⅡB（留学生対象科目）	2	
ゼミナールA	2	
ゼミナールB	2	

(2) 専門科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
経営学基礎Ⅰ	2	
経営学基礎Ⅱ	2	
キャリアデザイン		2
ビジネス特別講義		2
簿記原理		2
会計学基礎		2
簿記演習Ⅰ		2
簿記演習Ⅱ		2
経営財務論		2
経済学基礎Ⅰ		2
経済学基礎Ⅱ		2
マーケティング基礎Ⅰ		2
マーケティング基礎Ⅱ		2
心理学基礎		2
接客英語Ⅰ（CR英語）		2

授業科目	単位数	
	必修	選択
接客英語Ⅱ（CR 英語）		2
経営分析論		2
公認会計士入門 I		2
公認会計士入門 II		2
産業心理学		2
ビジネス・コミュニケーション I		2
ビジネス・コミュニケーション II		2
初級プログラミング演習		2
中級プログラミング演習		2
デザインの基礎		2
デザイン演習		2
映像制作の基礎		2
映像制作演習		2
プレゼンテーション演習		2
コンピュータ演習 I		2
コンピュータ演習 II		2
情報処理基礎		2
経営プログラミング演習		2
ビジネス・コンピューティング演習		2
コンピュータ会計		2
ホテルビジネス入門		2
ホスピタリティーサービス		2
地域連携 I		2
地域連携 II		2
地域連携 III（まちづくり）		2
地域連携 IV（まちづくり）		2
日本語Ⅲ（留学生対象科目）		2
日本語Ⅳ（留学生対象科目）		2
日本語Ⅴ（留学生対象科目）		2
日本語VI（留学生対象科目）		2
日本語VII（留学生対象科目）		2
日本語VIII（留学生対象科目）		2

(3) 関連科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
文化論 I		2
文化論 II		2
現代社会と法 I (日本国憲法)		2
現代社会と法 II (国際法含む)		2
社会学 I		2
社会学 II		2
数学入門 I		2
数学入門 II		2
健康スポーツ科学 I A	1	
健康スポーツ科学 I B	1	
健康スポーツ科学 II A	1	
健康スポーツ科学 II B	1	
海外研修 I		2
海外研修 II		2
海外研修 III		2
海外研修 IV		2
英会話 I		2
英会話 II		2
中国語 I A		2
中国語 I B		2
スペイン語 A	2	
スペイン語 B	2	
フランス語 I A	2	
フランス語 I B	2	
ドイツ語 I A	2	
ドイツ語 I B	2	
韓国語 I A	2	
韓国語 I B	2	
English Communication I A	2	
English Communication I B	2	
English Communication II A	2	
English Communication II B	2	
資格英語 I A	2	
資格英語 I B	2	
資格英語 II A	2	
資格英語 II B	2	

授業科目	単位数	
	必修	選択
日本事情 I		2
日本事情 II		2
日本文化研修 I		2
日本文化研修 II		2
ジェンダー論 I		2
ジェンダー論 II		2
異文化コミュニケーション		2
世界の中の日本		2